

四日市市告示第102号

四日市市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月13日

四日市市長 森 智 広

四日市市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る支援事業実施要綱（平成13年告示第328号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等がその社会的な役割に鑑み、低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者等に対して利用者負担額を軽減する場合に、社会福祉法人等に対して、所要の支援を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 要介護被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定を受けた被保険者及び<u>法115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等</u>をいう。</p> <p>(2) 市民税非課税世帯 当該年度（<u>当該申請日が4月から7月までの</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等がその社会的な役割に鑑み、低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者に対して利用者負担額を軽減する場合に、社会福祉法人等に対して、所要の支援を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 要介護被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定を受けた被保険者及び<u>要支援認定を受けた被保険者をいう。</u></p> <p>(2) 市民税非課税世帯 当該年度（<u>4月又は5月においては前年度</u>）に</p>

場合にあっては前年度)における市民税が世帯主及びすべての世帯員について課されていないか免除されている世帯をいう。

(3) 生活保護受給者等 生活保護法

(昭和25年法いる法律第144号) 第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付の受給者をいう。

(4) 区分支給限度基準額 法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び法第55条第1項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額をいう。

(5) 訪問介護 法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。

(6) 通所介護 法第8条第7項に規定する通所介護をいう。

(7) 短期入所生活介護 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。

(8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。

(9) 夜間対応型訪問介護 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。

における市民税が世帯主及びすべての世帯員について課されていないか免除されている世帯をいう。

(3) (新設)

(3) 区分支給限度基準額 法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び法第55条第1項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額をいう。

(4) 訪問介護 法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。

(5) 通所介護 法第8条第7項に規定する通所介護をいう。

(6) 短期入所生活介護 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。

(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。

(8) 夜間対応型訪問介護 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。

(10) 地域密着型通所介護 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。

(11) 認知症対応型通所介護 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。

(12) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。

(13) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。

(14) 複合型サービス 法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。

(15) 介護福祉施設サービス 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスをいう。

(16) (削除)

(17) (削除)

(9) 地域密着型通所介護 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護をいう。

(10) 認知症対応型通所介護 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。

(11) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。

(12) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。

(13) 複合型サービス 法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。

(14) 介護福祉施設サービス 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスをいう。

(15) 介護予防訪問介護 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の成立に伴い改正される前の介護保険法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。

(16) 介護予防通所介護 旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。

(16) 介護予防短期入所生活介護
法第8条の2第7項に規定する介護
予防短期入所生活介護をいう。

(17) 介護予防認知症対応型通所介
護 法第8条の2第13項に規定す
る介護予防認知症対応型通所介護を
いう。

(18) 介護予防小規模多機能型居宅
介護 法第8条の2第14項に規定
する介護予防小規模多機能型居宅介
護をいう。

(19) 第一号訪問事業 法第115
条の45第1項第1号イに規定する
第一号訪問事業をいう。

(20) 第一号通所事業 法第115
条の45第1項第1号ロに規定する
第一号通所事業をいう。

(21) 旧措置入所者 介護保険法施
行法（平成9年法律第124号）第1
3条第1項に規定する旧措置入所者
をいう。

(22) 利用者負担額 法に定める居
宅サービス、地域密着型サービス、施
設サービス及び介護予防サービス並
びに第一号訪問事業及び第一号通所
事業に係る100分の10に相当す
る額をいう。

(23) 自己負担割合 法に定める要
介護被保険者等が負担すべき費用の
割合をいう。

(24) (略)
(対象者)

(17) 介護予防短期入所生活介護
法第8条の2第7項に規定する介護
予防短期入所生活介護をいう。

(18) 介護予防認知症対応型通所介
護 法第8条の2第13項に規定す
る介護予防認知症対応型通所介護を
いう。

(19) 介護予防小規模多機能型居宅
介護 法第8条の2第14項に規定
する介護予防小規模多機能型居宅介
護をいう。

(20) 第一号訪問事業 法第115
条の45第1項第1号イに規定する
第一号訪問事業をいう。

(21) 第一号通所事業 法第115
条の45第1項第1号ロに規定する
第一号通所事業をいう。

(22) 旧措置入所者 介護保険法施
行法（平成9年法律第124号）第1
3条第1項に規定する旧措置入所者
をいう。

(23) 利用者負担額 法に定める居
宅サービス又は施設サービスに係る
10パーセント相当の利用者負担額
をいう。

(23) (新設)

(24) (略)
(対象者)

第3条 対象者は、市が行う介護保険の
要介護被保険者等であって、市民税非
課税世帯に属する者のうち次の各号
の全てを満たす者で、その者の収入や
世帯の状況、利用者負担等を総合的に
勘案し、生計が困難な者として市長が
認めた者及び生活保護受給者等とす
る

(1) から (5) まで (略)

(対象サービス及び軽減内容)

第5条 対象者が利用者負担額の軽減を
受けることができる介護保険サービス
(以下「対象サービス」という。)は、
前条に規定する社会福祉法人等が行う
次のサービス(第1号から第10号まで
及び第12号から第15号までのサー
ビスにあつては、区分支給限度基準額を
超えないものに限る。)とし、サービス
に伴う食費、居住費(滞在費)及び宿泊
費(短期入所生活介護、地域密着型介護
老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉
施設サービス又は介護予防短期入所生
活介護に係る食費及び居住費(滞在費)
については、介護保険制度における特定
入所者介護サービス費又は特定入所者
介護予防サービス費が支給されている
場合に限る。)も軽減の対象とする。

(1) から (11) まで (略)

(12) (削除)

(13) (削除)

(12) 介護予防短期入所生活介護

第3条 対象者は、市が行う介護保険の
要介護被保険者等であって、市民税非
課税世帯に属する者のうち次の各号
の全てを満たす者で、その者の収入や
世帯の状況、利用者負担等を総合的に
勘案し、生計が困難な者として市長が
認めた者及び生活保護受給者とする

(1) から (5) まで (略)

(対象サービス及び軽減内容)

第5条 対象者が利用者負担額の軽減を
受けることができる介護保険サービス
(以下「対象サービス」という。)は、
前条に規定する社会福祉法人等が行う
次のサービス(第1号から第10号まで
及び第12号から第16号までのサー
ビスにあつては、区分支給限度基準額を
超えないものに限る。)とし、サービス
に伴う食費、居住費(滞在費)及び宿泊
費(短期入所生活介護、地域密着型介護
老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉
施設サービス又は介護予防短期入所生
活介護に係る食費及び居住費(滞在費)
については、介護保険制度における特定
入所者介護サービス費又は特定入所者
介護予防サービス費が支給されている
場合に限る。)も軽減の対象とする。

(1) から (11) まで (略)

(12) 介護予防訪問介護

(13) 介護予防通所介護

(14) 介護予防短期入所生活介護

(13) 介護予防認知症対応型通所介護

(14) 介護予防小規模多機能型居宅介護

(15) 第一号訪問事業及び第一号通所事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

2 (略)

(他の軽減制度との適用関係)

第6条 (略)

(1) 介護老人福祉施設における旧措置入所者の利用者負担割合が5%以下の特例の適用を受ける者 介護福祉施設サービス及びそれに伴う食費、居住費（ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額及び生活保護受給者等に対する個室の居住費に係る利用者負担額を除く。）

(2) 四日市市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱（平成15年四日市市告示第245号。以下「訪問介護要綱」という。）第3条に該当する者で、同要綱に基づく訪問介護に係る利用者負担額の軽減措置の適用を受ける者前条第1項第1号に規定する訪問介護、第5号に規定する夜間対応型訪問介護及び第15号に規定する第一号訪問事業

(確認証の有効期間)

第10条 確認証の有効期間は、申請のあ

(15) 介護予防認知症対応型通所介護

(16) 介護予防小規模多機能型居宅介護

(17) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

2 (略)

(他の軽減制度との適用関係)

第6条 (略)

(1) 介護老人福祉施設における旧措置入所者の利用者負担割合が5%以下の特例の適用を受ける者 介護福祉施設サービス及びそれに伴う食費、居住費（ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額及び生活保護受給者に対する個室の居住費に係る利用者負担額を除く。）

(2) 四日市市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱（平成15年四日市市告示第245号。以下「訪問介護要綱」という。）第3条に該当する者で、同要綱に基づく訪問介護に係る利用者負担額の軽減措置の適用を受ける者前条第1項第1号に規定する訪問介護、第5号に規定する夜間対応型訪問介護及び第11号に規定する介護予防訪問介護

(確認証の有効期間)

第10条 確認証の有効期間は、申請のあ

った日の属する月の初日（当該月の途中に本市の被保険者資格を取得したものにあっては当該被保険者資格を取得した日、また生活保護受給者等にあってはその異動日の属する月の初日若しくは当該年度（当該申請のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあつてはその前年）の8月1日のいずれか遅い方の日まで遡ることができる）から翌年（当該申請のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあつてはその年）の7月31日までとする。

2 前項に規定する確認証の有効期間において、対象者が第3条に規定する要件を欠くこととなったとき、又は本市の被保険者資格を喪失したときは、前項の規定に関わらず、当該要件を欠くこととなった日（生活保護受給者等が生活保護受給者等でなくなった者にあつてはその異動日の属する月の末日）又は当該被保険者資格を喪失した日をもって確認証が失効したものとする。

（確認証の提示）

第12条 対象者は、指定居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼したとき又は法115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに介護予防サービス計画の作成を依頼したとき及び社会福祉法人等による対象サービスを受けるときは、事前に確認証を提示しなければならない。

（利用者負担）

った日の属する月の初日（当該月の途中に本市の被保険者資格を取得したものにあっては当該被保険者資格を取得した日、また生活保護受給者にあつてはその異動日の属する月の初日若しくは当該年度（当該申請のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあつてはその前年）の8月1日のいずれか遅い方の日まで遡ることができる）から翌年（当該申請のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあつてはその年）の7月31日までとする。

2 前項に規定する確認証の有効期間において、対象者が第3条に規定する要件を欠くこととなったとき、又は本市の被保険者資格を喪失したときは、前項の規定に関わらず、当該要件を書くこととなった日（生活保護受給者等が生活保護受給者等でなくなった者にあつてはその異動日の属する月の末日）又は当該被保険者資格を喪失した日をもって確認証が失効したものとする。

（確認証の提示）

第12条 対象者は、指定居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼したとき又は社会福祉法人等による対象サービスを受けるときは、事前に確認証を提示しなければならない。

（利用者負担）

第13条 (略)

2 対象サービスが定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、及び介護予防小規模多機能型居宅介護である場合であって、高額介護サービス費等の適用が介護保険施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)第22条の2の2第7項及び施行令第29条の2の2第7項に該当するもの(老齢福祉年金の受給権を有している場合を除く。)については、高額介護サービス費等の適用が本要綱の軽減を上回ることから本要綱の軽減の対象としない。

附 則

1から8まで (略)

(平成27年4月の生活扶助基準の改正に伴う特例措置)

9 平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点においてこの要綱に基づく軽減又は法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費及び法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費の利用者負担額がなかった者のうち、引き続き第3条に規定する対象者に該当する者については、第5条第2項の規定にかかわらず、軽減割合を居住費以外にかかる利用者負担額

第13条 (略)

2 対象サービスが小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護である場合であって、高額介護サービス費等の適用が介護保険施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)第22条の2第7項及び施行令第29条の2第7項に該当するもの(老齢福祉年金の受給権を有している場合を除く。)については、高額介護サービス費等の適用が本要綱の軽減を上回ることから本要綱の軽減の対象としない。

附 則

1から8まで (略)

9 (新設)

については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担額については全額とする。

（平成30年10月の生活扶助基準の改正に伴う特例措置）

10 平成30年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点においてこの要綱に基づく軽減又は法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費及び法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費の利用者負担額がなかった者のうち、引き続き第3条に規定する対象者に該当する者については、第5条第2項の規定にかかわらず、軽減割合を居住費以外にかかる利用者負担額については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担額については全額とする。

（有効期限）

11 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第5条関係）

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
訪問介護	利用者負担額	1 / 4 （老齢福祉年金受
通所介護		
短期入所生		

10 （新設）

（有効期限）

9 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第5条関係）

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
訪問介護	利用者負担額	1 / 4 （老齢福祉年金受
通所介護		
短期入所生		

活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護
地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
複合型サービス
介護福祉施設サービス
介護予防短期入所生活介護
介護予防認知症対応型通所介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
1 / 4 (老齡)

給者は1 / 2)。ただし、生活保護受給者等は全額

活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護
地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
複合型サービス
介護福祉施設サービス
<u>介護予防訪問介護</u>
<u>介護予防通所介護</u>
介護予防短期入所生活介護
介護予防認知症対応型通所介護

給者は1 / 2)。ただし、生活保護受給者は全額

福祉年金受給者は1 / 2)。ただし、生活保護受給者等は全額			介護予防小規模多機能型居宅介護		
第一号通所事業			第一号訪問事業		
上記サービスに伴う食費、居住費（滞在費）及び宿泊費	利用者と介護保険施設又は事業所との契約により定められた金額		第一号通所事業	上記サービスに伴う食費、居住費（滞在費）及び宿泊費	利用者と介護保険施設又は事業所との契約により定められた金額

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

様

四日市市長

印

社会福祉法人等利用者負担軽減決定通知書
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

さきに申請のありました、社会福祉法人等利用者負担軽減確認申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																		
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日		年 月 日	
決定事項	承認する	承認内容	
		適用年月日	
		有効期限	
		確認番号	
承認しない	(理由)		

第3号様式(第9条関係)

(表面)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)				
交付年月日				
確認番号				
受給者	住所			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日		性別	
介護保険番号				
適用年月日				
有効期限				
減額内容				
発行機関名 及び印		2 4 2 0 2 4 四日市市 印		

(裏面)

注意事項

- 一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提示してください。
- 二 対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)です。
- 三 この確認証は、県に減額を行うことを申し出た事業者にのみ有効です。
- 四 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額(日常生活に要する費用については食費、居住費(滞在費)及び宿泊費(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費(滞在費))については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)が、前面に記載されている減額割合により減額されます。
- 五 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、減額認定の要件に該当しなくなったとき又は軽減確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
- 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

第4号様式(第9条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証 ー生活保護受給者等ー

(表面)

(裏面)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)			
交付年月日			
確認番号			
受給者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	性別	
介護保険被保険者番号			
適用年月日			
有効期限			
減額内容 (居住費・滞在費のみ) 100/100			
発行機関名及び印			
2 4 2 0 2 4 四日市市 印			

注意事項

- 一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提示してください。
- 二 対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護です。
- 三 この確認証は、県に減額を行うことを申し出た事業者にのみ有効です。
- 四 前記のサービスの居住費(滞在費)(介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)が、前面に記載されている減額割合により減額されます。
- 五 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、減額認定の要件に該当しなくなったとき又は軽減確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
- 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)